

## 第1 制定の趣旨等について

平成30年12月14日に漁業法等の一部を改正する等の法律（平成30年法律第95号。以下「改正法」という。）が公布され、資源管理措置、漁業許可及び免許制度等の漁業生産に関する基本的制度が一体的に見直されるとともに、都道府県で行うべき手続等の規定が新たに整備されたところである。

水産庁においては、全国統一的に一定の水準を確保するため、従来から都道府県漁業調整規則例及び都道府県内水面漁業調整規則例を作成してきたところであるが、改正法を踏まえてこれらを見直すこととした。なお、主な改正点は以下のとおりである。

- (1) 資源管理の状況等の報告に係る規定を設けるなど、改正法による改正後の漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）の新たな規定を適切に実施するための規定を整備するとともに、制限や義務が漁業者等にとって明らかとなるよう所要の整備を行う。
- (2) 公正かつ安定的な制度運用が確保されるよう、知事許可漁業の許可手続、停泊命令等の規定が整備されたことから、一連の手続や規制の内容について漁業者等が適切に理解できるよう、法に規定されている条項について確認的に記載する。
- (3) 海面の規則と内水面の規則が分かれていると、それぞれの規則の適用範囲が不明確であり、河口付近における漁業関係法令違反（いわゆる密漁）について取締り上の疑義が生じる場合があることから、都道府県漁業調整規則例及び都道府県内水面漁業調整規則例（以下「旧規則例」という。）を統合し、新たに漁業調整規則例（以下「新規則例」という。）を制定する。

## 第2 知事許可漁業に関する主な規定事項について

### 1 公示に基づく許可方式

法においては、大臣許可漁業の規定を準用する形で知事許可漁業の手続を規定している。これは、将来にわたって漁業生産力を発展させるため、許可制度をより安定的な制度として運用していくとともに、透明性が高い手続を経ることで効果的かつ理解しやすい規制措置を講ずる必要があるためである。

今後、知事許可漁業の許可に当たっては、漁業調整のため漁業者又はその使用する船舶等について制限措置を定め、その範囲内で許可を行うことになる。都道府県知事は、制限措置を公平かつ中立なものにするとともに、知事許可漁業の許可を受けようとする者が申請の機会を逸することがないように、当該制限措置の内容及び申請期間を広く公示をして一般に周知し、許可を希望する者に申請の機会を与える必要がある。

また、多様な漁業実態のある知事許可漁業において、許可をすべき船舶の数等が公示した船舶の数等を上回る場合には、関係海区漁業調整委員会の意見を聴いた上で、漁業者の所得向上、新規就業者の確保、地域の水産業の発展に資するなどの知事許可漁業の状況を勘案して許可の基準を定め、これに従って許可を行うことになる。また、許可漁業者が将来に向けて安心して継続的に操業し、地域ごとの実情を踏まえて漁業生産力を発展させることができるよう、基準の作成に当たっては、一定程度以上の操

業の実績を有する者や経営の改善に資するため当該漁業に転換する者を優先して許可するなど、地域の漁業を維持・発展させるために必要な措置を講ずる必要がある。

## 2 許可の手續に関する規定

### (1) 漁業調整委員会等の意見聴取

法において、都道府県知事は、公示する制限措置の内容及び申請すべき期間を定めようとするとき、許可等をすべき船舶等の数が公示した船舶等の数を超える場合の許可の基準を定めるときなどは、関係海区漁業調整委員会又は内水面漁場管理委員会（以下「漁業調整委員会等」という。）の意見を聴くこととされている。

他方、法においては、知事許可漁業に係る許可の条件の付与、許可の取消し等の手續について漁業調整委員会等の意見を聴く規定は置かれていないが、漁業者にとって重大な影響を与えるこれらの不利益処分を行うに当たり、都道府県知事の客観的かつ適正な判断に資するよう、地域の実情に精通した漁業調整委員会等の意見を聴く規定を新規規則例に置くこととした。

### (2) 許可等の申請期間

法において、公示に係る許可の申請すべき期間は、漁業の種類ごとに規則で定める期間とすることとされている（法第 58 条において読み替えて準用する法第 42 条第 2 項）。これは、申請期間を対外的に明らかにして申請の機会を確保し、手續の透明性を確保する一方、漁業の種類によっては、都道府県ごとの許可の実情等により、申請時に年間の操業計画を提出させるなど申請に必要な書類等を準備するまでに相当の期間が必要となる場合も考えられることから、地域の実情に応じて申請期間を規則で定められるようにしたものである。

このため、新規規則例においては、許可等を申請すべき期間は、1 月を下らない範囲で漁業の種類ごとに都道府県知事が定める期間とすることとした。ただし、許可等を申請すべき期間について、1 月以上の申請期間とすると当該知事許可漁業の操業の時機を失し、当該知事許可漁業を営む者の経営に著しい支障を及ぼすと認められる事情があるときは、公示する日と許可予定日の間を 1 月未満にすることができるとした（第 11 条第 2 項）。

なお、いずれの場合も手續の透明性と制度運用の安定性を確保するため、告示、インターネットの利用その他の適切な方法により公示するものとする。

## 3 継続の許可等に関する規定

### (1) 継続の許可

法において、大臣許可漁業については、その許可を受けた者が、その許可の有効期間の満了日の到来のため、その許可を受けた船舶と同一の船舶について許可を申請したときは、許可をしなければならないとされている（法第 45 条第 1 号）。

この点、知事許可漁業については、地先の資源の発生や来遊の状況に応じて許可を受ける者の数を調整する必要がある漁業があるなど多種多様な漁業が営まれており、全ての種類の知事許可漁業について一律に当該規定を適用すると、地域の資源や漁業実態に応じた柔軟な対応をとることができなくなることから、各都道府県の

実情に応じて、規則において対応することができるよう、法において大臣許可漁業の規定を準用していない。

このため、新規規則例においては、各都道府県の実情に応じ、都道府県知事が指定する漁業について、継続の許可をすることができることとした（第14条第1項第1号）。

また、継続の許可の申請期間については、許可事務に要する処理期間を考慮して、従前の許可の有効期間の満了日の3月前から1月前までの間とした。ただし、当該知事許可漁業の状況を勘案し、これによることが適当でないとき認められるときは都道府県知事が定めて公示する期間とした（第14条第2項）。

#### (2) 承継の許可の要件の見直し

承継の許可（法第45条第4号）についても、上記(1)と同様の趣旨により、各都道府県の実情に応じて、規則において対応することができるよう、法において大臣許可漁業の手続を準用していない。

このため、新規規則例においては、各都道府県の実情に応じ、都道府県知事が指定する漁業について、承継の許可をすることができることとした（第14条第1項第4号）。

なお、旧規則例においては、承継の要件を共同経営化、法人化等に限定していたが、今後、承継を認める漁業については、こうした要件で確保しようとしていた内容を公示の際に制限措置で定めることが適当と考えられる。

#### 4 許可の有効期間に関する規定

法においては、知事許可漁業の許可の有効期間は、漁業の種類ごとに5年を超えない範囲内において規則で定める期間とするとされている（法第58条において読み替えて準用する法第46条第1項）。これは、知事許可漁業については多種多様な漁業が営まれていることを踏まえ、漁業の種類ごとに、その実態に応じて都道府県知事が許可の有効期間を定めることができるようにするためである。

旧規則例においては、一般的に、知事許可漁業は大臣許可漁業と比較して専業の程度や投資の規模等が異なるため、原則3年の有効期間とされていた。しかし、安定的な許可制度の運用や中長期的な経営を可能とするとともに、漁業の実情や漁具、漁法の発達度を勘案して、漁業生産力の発展につながるよう5年以内の適切な期間で漁業の種類ごとに知事許可漁業の許可の有効期間を定めることとした（第15条第1項）。

#### 5 許可の取消し等に関する規定

法において、知事許可漁業の許可を取り消すことができる休業期間は、規則で定めることとされている（法第58条において読み替えて準用する法第51条第1項）。旧規則例においては、許可を受けた者がその許可を受けた日から6月間又は引き続き1年間休業したときはその許可を取り消すことができることとしており、新規規則においても、同様の期間とすることとした（第20条第1項）。

今後は、知事許可漁業の許可が有効に活用され、漁業生産力の発展につながるよ

う、資源管理の状況等の報告等により操業の実態を従前以上に的確に把握し、特段の理由なく休業している者に対しては、本規定の適用を検討する必要がある。

また、資源の急激な減少による減船や公共事業のための測量その他の公益上の必要性による許可の取消しや停止等を行う必要性が生じ得る場合があることから、新規規則例においては、都道府県知事は、公益上の必要により知事許可漁業の許可の取消し等を行うことができる規定を設けることとした（第23条第1項）。

## 6 衛星船位測定送信機等の備付け命令に関する規定

法においては、国際的な枠組みにおいて決定された措置の履行その他漁業調整のため特に必要があると認めるときは、知事許可漁業の許可を受けた者に対し、衛星船位測定送信機その他の規則で定める電子機器の備付け命令等ができることとされている（法第58条において読み替えて準用する法第52条第2項）。これは、国際的な地域漁業管理機関においては、衛星船位測定送信機を漁船に装備し、常時稼働させることを条約上義務付けることにより、規制措置の履行状況を国によって確認することが国際的潮流となっていること、同送信機は漁業取締りを効率的に行うためにも有効な装置であることを踏まえて規定されたものである。

このため、新規規則例において、衛星船位測定送信機の備付け命令等に関する規定を整備することとした（第53条）。

## 第3 資源管理の状況等の報告に関する主な規定事項について

法においては、知事許可漁業の許可を受けた者は、規則で定めるところにより、当該許可に係る知事許可漁業における資源管理の状況、漁業生産の実績その他規則で定める事項を都道府県知事に報告しなければならないこととされている（法第58条において読み替えて準用する法第52条第1項）。これは、資源管理の重要性を踏まえ、全ての知事許可漁業について、その許可を受けた者に対して、各漁業の実態に応じた資源管理の状況等の報告を義務付けるとともに、報告された情報を都道府県知事が資源管理等に活かしていくためである。

このため、新規規則例においては、漁業の種類ごとの実態の違いや報告の電子化に対応できるよう、報告事項及び報告期限を規定することとした（第21条）。

また、当該報告については、休業の取扱い（法第58条において読み替えて準用する法第50条及び第51条、新規規則例第19条及び第20条）にも関係するものであり、報告の意義等について漁業者へ適切に指導するとともに、未提出者に対する催告等の指導を十分に行う必要がある。

さらに、資源評価の精度を向上させるためには、魚種別の漁獲量に加えて、単位努力量当たりの漁獲量（CPU E：1日当たりの漁獲量等）が算出できるように、努力量（操業回数や操業日数等）の情報を記入させるなど報告内容の充実を図るべきである。

## 第4 その他の主な規定事項について

### 1 特定の漁業の許可

漁業は、産業として生産性の向上を目指して変化していくものであり、資源の分布・回遊状況の変化や漁ろう技術の発達等により、新たな魚種を対象とすることや、別の漁法を導入するなど、既存の漁業とは異なる新たな漁業が行われることがある。こうした漁業は、一般に既存の漁業よりも漁獲効率が良く、また、同一の漁場への新たな参入となることが多く、資源や漁場をめぐる漁業調整上の問題を生じる可能性が高い。

例えば、特定の水産動植物の採捕を目的として営む漁業や特定の漁業の方法により営む漁業であって、試験研究又は新技術の企業化のため試行的に漁業を営もうとするようなものが考えられるが、こうしたものも知事許可漁業と同様に知事の管理の下で行うこととする必要がある。しかしながら、新しい漁業であることから、あらかじめ知事が制限措置を定められるものばかりではない。

このため、法第 57 条第 1 項の知事許可漁業とは別に、法第 119 条第 1 項に基づく漁業の許可として、水産資源の保存及び管理並びに漁場の使用に関する紛争の防止を行えるように、新規則例において手続等の必要な規定を整備することとした（第 32 条）。その際、試行的に実施する漁業又は未だ安定的に行える状態ではない漁業については、実施する者と期間を限定して行うことが適当と考えられるため、知事許可漁業の許可のように公示をして許可の申請を募る手続とはしないこととした。

## 2 試験研究等の適用除外

旧規則例において規定されている試験研究等の適用除外については、新規則例においても同様に規定することとした（第 50 条）。

なお、採捕禁止等の適用除外の許可は、規則において禁止している事項の適用を除外するものであるという当該規定の趣旨に照らし、第 4 項の条件に違反した場合の罰則の適用をなくし、元の禁止規定の違反として罰則を適用することとした。また、適用除外を受けた試験研究等による採捕の実施状況を把握する観点から、結果の報告を義務付けることとした。

## 3 停泊命令の期間の上限

旧規則例においては、停泊命令に係る停泊期間は、40 日を超えないものとしていた。

しかし、悪質な法令違反に対して行政処分を強化する必要がある場合を踏まえ、知事許可漁業における多様な漁業実態、違反の程度や漁場の使用に関する紛争防止の必要性等を勘案し、各都道府県が地域の実情に応じて対応することができるよう、新規則例においては、期間の上限規定は削除することとした（第 51 条）。

ただし、不利益処分が適正に行われる必要があることは当然であり、例えば、自都道府県内の漁業者と他の都道府県の漁業者とで差別的な処分基準とすることなどは不相当であり、行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 12 条第 1 項の規定による処分の基準を適切に定めることとされたい。

## 4 罰則規定の見直し

法に規定された罰則については、法の規定が適用されることになるため、罰則適用の明確化の観点から、新規規則例には規定しない。また、新規規則例における罰則の規定について所要の整備を行う（第 61 条から第 64 条まで）。

## 5 その他

### (1) 緯度及び経度による表示（第 35 条及び第 40 条から第 42 条まで）

衛星測位、地理情報システムや電子機器等の発達により、水面における緯度経度の情報を容易に得られることができるようになってきている。このため、禁止区域を設定する場合は、当該区域を明確にし、適切な取締りを行う観点から、できる限り緯度及び経度による表示をするとともに、必要に応じて従来の標記も併記するなどし、関係者が認識しやすいようにすることとした。

### (2) 禁止期間等の規定の見直し（第 36 条、第 37 条、第 40 条及び第 41 条）

禁止期間、全長等の制限、禁止区域等に関する規定について、これらの規定が漁業者以外にも適用されることを踏まえ、重複する規定について、水産動植物ごとに規制内容を整理し、規定の明確化を図ることとした。

### (3) 漁場内の岩礁破碎等の許可（第 48 条）

旧規則例では、漁場内において岩礁を破碎し、又は土砂若しくは岩石を採取することが、水産動植物の産卵生育等に影響を与え、漁業権の侵害行為となることが多いことから、漁業権の設定されている漁場において、岩礁破碎等の行為を一般的に禁止し、知事の許可を得た場合にのみ禁止を解除することとしたものである。

今般、改正法により海区漁場計画が新たに法に位置付けられたことに伴い、法における「漁業権の設定」という文言の意味は、免許により漁業権を付与するという従来の意味（改正前の漁業法第 10 条）ではなく、あらかじめ、取得される可能性のある漁業権の内容を海区漁場計画に記載することを意味することとなっている（法第 62 条及び第 63 条）。

については、岩礁破碎等の許可の規定について、法改正により、従前の文言ではその意味するところが異なることとなったため、「漁業権の設定されている漁場」を「漁業権の存する漁場」と規定の文言を変更することとした。

したがって、文言を変更しても、改正前後で、岩礁破碎等の許可の規定が意図するところは変わらない。

### (4) 添付書類の省略（第 60 条）

行政手続の効率化及び漁業者等の行政手続に係る負担の軽減のため、既に同一内容の書類を行政庁に提出している場合や、都道府県知事が必要ないと認める場合には、添付書類の省略をすることができることを規定した。

特に、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（令和元年法律第 16 号）が令和元年 12 月 16 日に施行され、電子的な行政手続が可能となったことを踏まえ、添付書類の提出を求めるに当たっては、その必要性を検討することが適当である。

### (5) 小型機船底びき網漁業の地方名称

小型機船底びき網漁業の地方名称については、これまでの運用実態から、各都道府県において柔軟に対応することが適当と考えられるため、新規規則例においては、

規定しないこととした。

(6) 許可内容に違反する操業の禁止

法においては、知事許可漁業の許可に当たって、都道府県知事は制限措置を定めて公示することとされ、変更の許可を受けずに当該制限措置と異なる内容により知事許可漁業を営んだ者に対する罰則が規定されている（法第190条第4号）。

旧規則例に規定していた許可内容に違反する操業の禁止については、法に基づき、制限措置違反により対応することとなったことから、新規則例においては、許可内容に違反する操業の禁止は規定しないこととした。

(7) 電気設備の制限並びに漁船の総トン数及び馬力数の制限

法においては、電気設備の制限並びに漁船の総トン数及び馬力数の制限は、許可の条件や制限措置として漁業種類ごとに対応すべきものであり、規則で一律に規定する必要性が乏しいことから、新規則例においては規定しないこととした。

(8) 移植の禁止

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成16年法律第78号。以下「外来生物法」という。）により、全国的に規制すべき外来生物については、特定外来生物として、環境大臣及び農林水産大臣の許可を受けた場合を除き、飼養、栽培、保管又は運搬が禁止されている。このため、外来生物法による規制がすでになされているものについては、改めて規定する必要性が乏しいことから、新規則例においては規定しないこととした。

(9) 様式の規定

旧規則例においては、漁業権の申請書、漁業権行使規則の認可申請書、遊漁規則の認可申請書、知事許可漁業の許可等の手続に係る書類、内水面における水産動植物の採捕の許可の手続に係る書類等の様式を定めている。

今後、行政手続の電子化を進めていくこととされており、都道府県の実情に応じて柔軟な対応ができることが適当であることから、新規則例においては、様式は定めないこととした。

なお、各都道府県で様式を用いる場合には、申請者等の便宜を図る観点から、ホームページ等で公表するものとする。